

調査内容

I	調 査 地	東京都多摩市
	調査月日	人口 148,155人 面積 21.01km ² H28.4.1現在 平成28年7月28日（木）
	調査事件	政務活動費について
	概 要	(1) 政務活動費の運用（細則等）について 多摩市議会では、条例、条例施行規則、細則及びマニュアルによって政務活動費の運用方法を詳細に定めている。 政務活動費は、会派に対し、所属議員数に応じて1人当たり月額2万6,000円（年額31万2,000円。1人会派も含む）が交付される。会派の経理責任者は、毎年4月30日までに前年度に交付された政務活動費に係る領収書等を添付して、収支報告書を議長に提出しなければならない。 4月30日までに作成、報告された収支報告書及び添付書類は、議会事務局が政務活動費マニュアル等に基づき審査を行い、市民へ公開している。 (2) 使途基準等について ① 研究研修費（会場費、講師謝礼金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費、その他） ② 調査旅費（交通費、旅費、宿泊費、その他） ③ 資料作成費（印刷製本費、事務機器購入費、事務機器リース費） ④ 資料購入費（書籍購入費、新聞雑誌購読料） ⑤ 広報費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費） ⑥ 広聴費（会場費、印刷費） ⑦ 人件費（給料、手当、賃金等） ⑧ 事務所費（事務所の賃借料、事務用品代、電話代） ⑨ その他の経費（市長が必要と認める経費） (3) 課題点（今後の運用等）について 政務活動費の収支報告書及び添付書類の審査は議会事務局で行っており、市民からの問い合わせにも対応できるよう使途については細かく審査を行うため、職員の負担が大きい。 政務活動費そのものについても、市民の認識が低い状況であることから、議会から情報を発信し、市民の理解を求めていくことが今後必要である。

	委員会の ま と め	多摩市議会では、政務活動費の使途基準、支出基準については、細則及びマニュアルで詳しく定めている。また、議会全体で事案調査をする必要がある場合には、政務活動費から支出することも可能であると考えている。 政務活動費は多様化した時代のニーズに対応するため必要不可欠なものと思われるが、その活用には使途などの明確性と透明性の確保が求められる。本議会においても将来的に政務活動費の再導入について検討する場合には、制度の是非を含め議会全体でその運用のあり方について詳細に議論すべきである。
--	---------------	--

Ⅱ	調 査 地	栃木県鹿沼市 人口 99,726人 面積 490.64km² H28.3.31現在
	調査月日	平成28年7月29日（金）
	調査事件	政務活動費について
	概 要	(1) 政務活動費の運用（細則等）について ① 平成12年の地方自治法改正を受けて、「鹿沼市議会政務調査費の交付に関する条例」を制定し、13年度から実施した。19年度には領収書添付などを義務付けた「政務調査費マニュアル」を作成し、20年度から適用している。 ② 政務活動費に名称が変わった24年の自治法改正に合わせて、条例を改正するとともにマニュアルも改訂した。 ③ 議員1人当たり月額2万5,000円（年額30万円）が交付される。上半期（4月）と下半期（10月）の年2回に分けて交付される。年度末に収支報告を行い、精算する。 (2) 使途基準等について 政務活動費マニュアルで項目ごと（研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報広聴費、人件費、事務費、その他）に内容を明確にし、交付対象となる具体例、交付対象とならない具体例、支出基準・申し合わせ等、当該趣旨に反するものを具体的に取り上げてわかりやすく説明している。マニュアルに沿っても事務局、議長では判断が難しい場合には特別委員会等で議論し、是非を決める。 (3) 課題点（今後の運用等）について 政務調査費については、市民に理解していただく努力が

		必要であるが、収支報告書の提出、審査はマニュアルに沿って細かく審査を行うため、年度末の作業に１～２週間を要する。取扱いについて、判断が困難な場合など細かい運用については、議会改革特別委員会などでその都度検討することになる。
	委員会の ま と め	鹿沼市議会では、開かれた議会を推進するため、政務活動費の使途の明確性と透明性を確保し、議員自らが判断するための指針となることを目的に政務活動費のマニュアルを策定している。 政務活動費は多様化した時代のニーズに対応するため必要不可欠なものと思われるが、その活用には使途などの明確性と透明性の確保が求められる。本議会においても将来的に政務活動費の再導入について検討する場合には、制度の是非を含め議会全体でその運用のあり方について詳細に議論すべきである。